

京都市告示第 2 8 7 号

生活保護法第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 1 4 条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 2 7 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき，生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第 1 4 条第 2 項第 3 号（改正法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を，次のとおり指定しました。

平成 2 4 年 1 0 月 2 4 日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
杉山 英樹	空水治療院	北区大宮南田尻町 5 8 第 2 池田ビル 1 F	平成 24 年 9 月 1 日
中西 惣也	はんなり整骨院	上京区今出川通寺町東入一真町 6 5 - 5	平成 24 年 9 月 10 日
川上 希	アルケル在宅鍼灸マッサージ	中京区西ノ京中保町 2 1 - 2 Burezioセフィール 1 F	平成 24 年 9 月 7 日
坂田 雄亮	坂田治療室	中京区七軒町 4 6 6	平成 24 年 5 月 27 日
小幡 弘	株げんき鍼灸整骨院	南区唐橋堂ノ前町 5 番地 2	平成 24 年 9 月 5 日
阿野 道德	まつのき接骨院	南区東九条南松ノ木町 1 - 1 松ノ木団地 1 - 1 0 2	平成 24 年 9 月 18 日
北村 力也	太秦鍼灸接骨院悠癒う	右京区太秦井戸ヶ尻町 2 7 - 1 3	平成 24 年 7 月 1 日
蒔田 智彦	古都治療院	右京区嵯峨野神ノ木町 2 1 - 1 3	平成 24 年 9 月 21 日

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
梅川 輝晃	(有)アグレスグループ 在宅マッサージ 楽楽	西京区桂木ノ下町16-28-201	平成24年8月30日
木村 有軌	たいよう鍼灸整骨院	伏見区向島本丸町19-5	平成24年8月31日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)